

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	省	平成	条件等を次のとおり告示する。
発行価格	発行単位	振替額	最低額面	払込金額	発行方法	用法	振替の法律及条項	発行の根拠及び適法	号名	省令第三十号)	国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省告示第二百七十三号)	
錢額五百萬円。額面成る。整載法額又は規倍は規定の記録に金額による。最振る低替も額口の面座と金簿	平成二十一年七月四日	五百八十万円	五百二十万円	五百十一億円	五百六千八百五十一億五千五百三十六万三千	五百八十万円	五百二十万円	五百十一億円	五百六千八百五十一億五千五百三十六万三千	五百八十万円	五百二十万円	五百十一億円
額の募りに集金により取扱機関は日本銀行による募集の取扱	利付國庫債券へ五年)へ第十九回	社債、株式等の振替法	以降「振替法」という。この規	特別会計に關する法律(平成十三年法律第七十五号)。	利付國庫債券へ五年)へ第四十六号。	財務大臣野田佳彦	財務大臣野田佳彦	財務大臣野田佳彦	利付國債の發行	省令第三十号)	国債の發行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省告示第二百七十三号)	
額の定めに依り、募りに集金により取扱機関は日本銀行による募集の取扱	利付國庫債券へ五年)へ第十九回	社債、株式等の振替法	以降「振替法」という。この規	特別会計に關する法律(平成十三年法律第七十五号)。	利付國庫債券へ五年)へ第四十六号。	財務大臣野田佳彦	財務大臣野田佳彦	財務大臣野田佳彦	利付國債の發行	省令第三十号)	国債の發行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省告示第二百七十三号)	

の 経 利  
払 過  
込 利  
み 子 率

(一) 年

○ るす出額  
。るしに各  
期 た 加 募  
日 金 え 集 取  
に 額 、 払 次  
払 を 扱 機  
い 第 の  
込 十 算 関  
む 八 式 は  
も 号 に 、  
の に よ 払  
と 規 り 込  
す 定 算 金

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.4}{100} \times \frac{14}{365}$$

(二)

規下は払し払平  
定、期た期成る税人にの法す国をかのれ中れに  
す次そが金と二こ率が当算入る債乗ら算るのる係發  
る号の銀額し十とを適該式で者をじた當該式にもの座の所行時  
期及翌行を、三が乗用非にあが発金によとにと得  
日び営休支次年でじを居よる非行金によとにと得  
に第業業払の十きた受住り場居時額額りつ記し税  
つ十日日う算二る金け者算に住にたに算て載てが  
い五にに。式月。額て号支当たに二)る又出は者おだ百出は又振源  
同に払ただよ十を所はし、又いし分し、は替泉そ  
じおうるしり日控得外た前はて、のた前記口徵の  
いへと、算を除税國金記外取当二金記録座収利  
て以き支出支すの法額(一)國得該十額(一)さ簿さ子

初  
期  
利  
子

十  
八  
七  
六  
五  
十  
四

払  
込  
期  
日  
払  
利  
所  
支  
元  
場  
金  
額  
償  
還  
金  
限  
償  
還  
期  
子  
後  
の  
利  
以

額面金額  $\times \frac{0.4}{100} \times \frac{1}{2}$

平 日 額 平 る い 日 毎  
成 本 面 成 利 て を 年  
二 銀 金 二 子 、 支 六  
十 行 額 十 を そ 払 月  
三 百 八 支 の 期 二  
年 円 年 払 日 と 十  
七 に 六 う 以 し 日  
月 つ 月 。 前 、 及  
四 き 二 六 各 び  
日 百 十 月 支 十  
円 日 間 払 二  
に 期 月  
属 に 二  
す お 十